

○宮崎県がん対策審議会条例

平成27年10月 1 日条例第42号

宮崎県がん対策審議会条例をここに公布する。

宮崎県がん対策審議会条例

(設置)

第1条 がん対策の総合的な推進に関する事項を審議するため、宮崎県がん対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 宮崎県がん対策推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づく知事の諮問を要する事項に関すること。
- (3) その他宮崎県のがん対策に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) がん、がん医療、がん検診又はがんの予防に関する学識経験のある者
- (2) 個人情報の保護に関する学識経験のある者
- (3) がん医療又はがん検診を受ける立場にある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。